

## 「JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条で規定されるJPRSの責任事項に関する実績評価基準」改正について

2012年11月7日の理事会にて承認された実績評価基準について、今般点検・見直しを行いました。その結果、下記の改正について理事会にて承認したため、報告します。

なお改正後の基準の発効日を2022年1月1日とし、改正後の基準を適用する対象の運用実績は、JPRSの2022年度決算年度（2022年1月～2022年12月）からとします。

またJPRSの2021年度決算年度（2021年1月～2021年12月）の運用実績を対象とする評価手続きが完了するまでは、改正前の基準については、改正後の基準の発効日以降も有効とします。

### <改正内容>

項目1-2・基準1-2の後に、項目1-3・基準1-3として、新規の下記項目・基準を追加し、現行の項目1-3・基準1-3から項目1-5・基準1-5までを項目1-4・基準1-4から項目1-6・基準1-6までとするリナンバーを行う。

（新）項目1-3：JP DNSの稼働時間中においてDNSSECが検証失敗となる時間が所定の範囲内であること（ただし計画停止および項目1-1に示す事由による場合を含めない）

（新）基準1-3：運用実績において検証失敗となる時間が所定の時間（8時間/年）を越えていないこと（ただし計画停止および項目1-1に示す事由による場合は除く）

加えてこの機会に気づいた基準の表現の揺れについて修正を行う。

以上